

ニシイケバレイ【Attic コワーキングスペース】利用規約

有限会社深野商事

2021年11月10日制定

有限会社深野商事（以下「当社」といいます。）は、当社が管理するニシイケバレイの「Attic コワーキングスペース」（以下「本施設」といいます。）において、ご利用者様に円滑かつ適正に利用していただくために遵守すべき事項として、利用規約（以下「本規約」といいます。）を以下のとおり定めます。本施設のご利用に関しましては、以下の内容をご確認の上、ご了解頂きますようよろしくお願い申し上げます。

第 1 章 サービス

第 1 条（本規約の目的）

本規約は、当社が本規約第 17 条に定める会員に対し、本施設（所在地：東京都豊島区西池袋 5 丁目 13 番 18 号）の一部を、執務スペースや会員相互の交流の場等としてご利用いただくにあたり、遵守いただく事項を定めることを目的とします。

第 2 条（本サービス）

1. 当社は会員に対し、本施設の内、当社が予め指定する場所の利用を、次の各号に掲げるサービス（以下「本サービス」といいます。）として提供するものとし、会員は、かかる場所の範囲内で利用することができるものとし、会員は、入会申込時または料金プランの変更申込時に選択した料金プランに応じて、本サービスをご利用いただけます。
 - (1) ワーキングスペース（第 3 条において定義します。）
 - (2) ミーティングスペース（第 4 条において定義します。）
 - (3) フォンブース（第 5 条において定義します。）
 - (4) インターネット通信（第 6 条において定義します。）
 - (5) 登記（第 7 条において定義します。）
 - (6) 住所利用（第 8 条において定義します。）
 - (7) 郵便ポスト（第 9 条において定義します。）
 - (8) ロッカー（第 10 条において定義します。）
2. サービス内容は変更することがあります。この場合、事前に会員に通知するものとし、

3. 本施設がシェアキッチンや飲食店に隣接している関係上、シェアキッチンや飲食店から発生する音・香りが届く場合がございます。会員は予め了承の上、ご利用ください。

第 3 条（ワーキングスペース）

1. 会員は、フリーアドレス型の机と椅子（以下「ワーキングスペース」といいます。）を、1 名につき 1 席、選択した料金プランに応じた利用時間の範囲内で、ご利用いただけます。
2. 固定席ではございませんので、利用時間経過後に、ワーキングスペースに荷物等を保管、残置することはできません。
3. 利用時間経過後に、ワーキングスペースに会員の残置物があった場合、当社の裁量で処分いたします。なお、当該処分に費用がかかるときは、別途処分に要した費用を請求させていただきます。会員資格を喪失した場合も同様です。

第 4 条（ミーティングスペース）

1. 会員は、会議や打ち合わせのために一時的に利用するスペース（以下「ミーティングスペース」といいます。）をご利用いただけます。
2. ミーティングスペースの利用時間は原則、1 回の利用につき 1 時間を目安といたします。
3. 会員のゲストは、ミーティングスペースに限りご利用いただけます。その際、ゲストの方にも本規約を遵守いただきます。ただしドロップイン会員は、いかなる理由であっても、本施設の会員資格を持たないゲストを当施設内に招き入れることはできません。
4. 他の会員の方の作業を妨げる等の騒音を出さないよう節度を守って使用してください。他の会員のご迷惑となるような利用をされた場合、以後、ミーティングスペースのご利用をお断りする場合がございます。

第 5 条（フオンブース）

1. 会員は、電話やウェブ会議ツールでの通話等のために一時的に利用するブース（以下「フオンブース」といいます。）をご利用いただけます。
2. フオンブースの利用時間は原則、1 回の利用につき 1 時間を目安といたします。
3. 他の会員の方の作業を妨げる等の騒音を出さないよう節度を守って使用してください。他の会員のご迷惑となるような利用をされた場合、以後、フオンブースのご利用をお断りする場合がございます。

第 6 条（インターネット通信）

1. 会員は、会員が所有するパーソナルコンピューターを本施設にお持ち込みいただけます。

2. 本施設内で会員は、無料でインターネットに接続可能な無線 LAN をご利用いただけます。
3. 当社ではインターネットへの接続および PC サポートは行っておりませんので、ご自身の責任でご利用ください。
4. 当社が会員に対し、原因の如何および帰責性の有無に関わらず、インターネット通信を提供することができない場合、または会員が通信を利用したことにより会員に何らかの損害が生じた場合でも、当社は会員に対して何ら損害賠償の責任を負わないものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由に起因する場合にはこの限りではありません。

第 7 条（登記）

1. 商業・法人登記が可能な会員に限り、有料のオプションサービス（以下「登記サービス」といいます。）として、本施設の住所で、本店または支店（以下、総称して「本店等」といいます。）の所在地とする商業・法人登記（以下「本店等登記」といいます。）を行うことができます。この場合、別途当社の定める手続きを行っていただく必要があります。
2. 登記サービスを申込済みの会員が、会員を退会し、または登記ができる料金プラン以外の料金プランに変更しようとするときは、事前に本店等を本施設の住所地から、他の住所地へ移転する商業・法人登記（以下「本店等移転登記」といいます。）を行い、かかる本店等移転登記を行ったことが記載された登記事項証明書（発行日から 1 ヶ月のものに限ります。）を提出いただく必要があります。当該登記事項証明書が提出されない限り、退会または料金プランの変更を行うことができません。
3. 当社は、登記サービスを申込済みの会員に対し、事前に通知したうえで、いつでも登記サービスを終了させることができるものとし、登記可能会員はこれに異議を述べないものとします。なお、会員は、登記サービス終了時までには本店等移転登記を行っていただく必要がございます。
4. 登記サービス終了後、終了日から 2 ヶ月を経過しても本店等移転登記が確認できないときは、当該 2 ヶ月を経過した日から本店等移転登記が記載された登記事項証明書を提出いただいた日まで、1 日あたり金 1 万円を違約金として請求いたします。また、当該違約金とは別に、これにより当社に損害が生じた場合には、その損害を賠償いただきます。
5. 登記サービスを申込済みの会員が、第 23 条の事由に該当したことにより会員資格を喪失した場合には、直ちに本店等移転登記を行っていただきます。
6. 本店等移転等を行うことなく、第 23 条の事由に該当したことにより会員資格を喪失した場合には、当該会員資格を喪失した日（始期）から、当該本店等移転登記が完了し、当社に対し当該本店等移転登記を行ったことを証する登記事項証明書をご提出いただいた日（終期）までの間、1 日あたり金 1 万円を違約金として請求いたします。また、当該違約金とは

別に、これにより当社に損害が生じた場合には、これにより当社に生じた損害を賠償いただきます。

7. 会員は本施設の住所を次の各号に掲げる目的に使用することはできません。当該目的で使用されていることを確認した場合、直ちに当該会員を除名処分とさせていただきます。
 - (1) 登記サービスの申込みをせずに、会員が本店等登記を行うこと
 - (2) 住民票の住所等、個人の現住所として届け出、登録を行うこと

第 8 条（住所利用）

1. 有料のオプションサービス（以下「住所利用サービス」といいます。）として、住所利用サービスを申込済みの会員は、本施設の住所を、住所利用サービスを申込済みの会員の名刺やホームページ、事業案内等に、事業所として記載（以下「本施設の住所の記載」といいます。）することができます。
2. 住所利用サービスを申込済みの会員が、会員を退会し、または住所利用できる料金プラン以外の料金プランに変更しようとするときは、本施設の住所の記載を削除していただく必要があります。
3. 当社は、住所利用サービスを申込済みの会員に対し、事前に通知したうえで、いつでも住所利用サービスを終了させることができるものとし、会員はこれに異議を述べないものとします。なお、会員は、住所利用サービス終了時までに本施設の住所の記載を削除していただく必要があります。
4. 住所利用サービス終了後、終了日から 2 ヶ月を経過しても、本施設の住所の記載が削除されないときは、当該 2 ヶ月を経過した日から削除された日まで、1 日あたり金 1 万円を違約金として請求いたします。また、当該違約金とは別に、これにより当社に損害が生じた場合には、その損害を賠償いただきます。
5. 住所利用サービスを申込済みの会員が、第 23 条の事由に該当したことにより会員資格を喪失した場合には、直ちに本施設の住所の記載を削除していただきます。
6. 本店等移転等を行うことなく、第 23 条の事由に該当したことにより会員資格を喪失した場合には、当該会員資格を喪失した日（始期）から、本施設の住所の記載の削除が完了し、当社に対し本施設の住所の記載の削除を行ったことを証する書面をご提出いただいた日（終期）までの間、1 日あたり金 1 万円を違約金として請求いたします。また、当該違約金とは別に、これにより当社に損害が生じた場合には、これにより当社に生じた損害を賠償いただきます。
7. 会員は本施設の住所を次の各号に掲げる目的に使用することはできません。当該目的で使用されていることを確認した場合、直ちに当該会員を除名処分とさせていただきます。

- (1) 住所利用サービスの申込みをせずに、会員が本施設の住所の記載を行うこと
- (2) 住民票の住所等、個人の現住所として届け出、登録を行うこと

第 9 条（郵便ポスト）

1. 登記サービスまたは住所利用サービスを申込済みの会員に限り、当該会員専用の郵便ポストを貸与致します。ただし、郵便ポストの数には限りがあるため、当社は、郵便ポストの新規の貸与をいつでも終了させることができるものとします。
2. 会員宛の郵便物は会員自身が管理するものとし、当社では一切の責任を負わないものとします。
3. 以下に該当する郵便物については、本施設の住所を宛先として利用することはできません。
 - ① ポストに投函不可能な大きさの郵便物
 - ② 生もの、冷蔵冷凍品等
 - ③ 郵便事業者、宅配事業者等以外の者により持参された郵便物
 - ④ 法律に抵触し又はその恐れのある郵便物
 - ⑤ その他、保管が困難であると判断される郵便物
4. 当社での、郵便物の保管・転送サービスは行っておりません。
5. 受け取りが必要な荷物の宅配や配達物は、当社で受け取りは行ないません。

第 10 条（ロッカー）

1. フルタイム会員、デイトタイム会員、ウィークエンド会員に限り、有料のオプションサービス（以下「ロッカー利用サービス」といいます。）として、ロッカー利用サービスの申込み、利用が可能です。ただし、ロッカーの数には限りがあるため、当社はロッカー利用サービスの申し込み受け付けを、いつでも終了させることができるものとします。
2. ロッカーへの収納物品の管理やロッカー内の衛生管理は、ロッカー利用サービスを申込済みの会員自身が行うものとし、当社では一切の責任を負わないものとします。
3. 以下に該当する物品については、ロッカーへの収納を禁止するものとします。
 - ① 生もの、冷蔵冷凍品等
 - ② 臭気を発する物品
 - ③ 法律に抵触し又はその恐れのある物品
 - ④ その他、収納や保管が困難であると判断される物品
4. 当社は、以下に該当する場合、ロッカー利用サービスを申込済みの会員に承諾を得ることなく、当該ロッカー内の確認を行うことができるものとします。
 - ① 本規約に違反をした場合

② 利用料金を滞納した場合

③ 不適切な利用であると当社が判断した場合

5. 当社は、ロッカー利用サービスを申込済みの会員に対し、当該ロッカーの鍵を貸与するものとし、
6. 会員は、貸与されたロッカーの鍵を紛失、破損、または盗難にあった場合には、速やかに当社へ届け出るものとし、また、鍵の再発行に発生した費用を負担することを、予め承諾するものとし、
7. 当社は、ロッカー利用サービスを申込済みの会員に対し、事前に通知したうえで、いつでもロッカー利用サービスを終了させることができるものとし、会員はこれに異議を述べないものとし、
8. ロッカー利用サービスの利用終了後に、ロッカー内に物品が残置されている場合、当該会員が当該残置物に対するあらゆる権利を放棄したものとみなし、甲は会員に対し、何ら通知することなく、任意にこれを廃棄もしくは処分することができます。それに伴い、甲は会員に対し、廃棄または処分に要した費用を請求できるとともに、会員は甲に対し、金銭等何ら請求することができないことに加えて、一切の損害賠償請求しないことを予め承諾するものとし、
9. ロッカー利用サービスの利用終了日までに、当該ロッカーの鍵の返却がされなかった場合、当社は当該会員に対して、鍵の再発行に発生する費用を請求でき、会員はこれを直ちに支払うものとし、

第 11 条 (モニター置き場)

1. フルタイム会員、デイトタイム会員、ウィークエンド会員に限り、会員が当施設で利用する会員所有のモニターは、モニター置き場に、別途当社の定める位置に指定の方法で、無料で収納することが可能です。ただし、モニター置き場のスペースには限りがあるため、定期的に提供可能なサービスではないことを、会員は予め承諾するものとし、
2. モニター置き場に収納可能な物品は、会員が当施設で利用する会員所有のモニター、かつ、モニター置き場に収納可能なサイズのモニターに限ります。それ以外の物品がモニター置き場に収納されていた場合、甲は会員に対し、事前に通知したうえで、任意にこれを廃棄もしくは処分することができます。それに伴い、甲は会員に対し、廃棄または処分に要した費用を請求できるとともに、会員は甲に対し、金銭等何ら請求することができないことに加えて、一切の損害賠償請求しないことを予め承諾するものとし、
3. モニター置き場に収納された会員所有のモニターは、会員自身が管理するものとし、当社では一切の責任を負わないものとし、

4. 当社は、会員に対し事前に通知したうえで、いつでもモニター置き場の利用サービスを終了させることができるものとし、会員はこれに異議を述べないものとしします。
5. モニター置き場の利用サービスの利用終了後に、モニター置き場に物品が残置されている場合、当該会員が当該残置物に対するあらゆる権利を放棄したものとみなし、甲は会員に対し、何ら通知することなく、任意にこれを廃棄もしくは処分することができます。それに伴い、甲は会員に対し、廃棄または処分に要した費用を請求できるとともに、会員は甲に対し、金銭等何ら請求することができないことに加えて、一切の損害賠償請求しないことを予め承諾するものとしします。

第 12 条（駐輪場・駐車場）

1. 会員は、別途当社の定める位置に指定の方法で、会員所有の自転車を、無償で駐輪することが可能です。
2. 本施設が提供するの駐輪場所であり、自転車の保管・管理は行いません。会員所有の自転車において生じた盗難および紛失、事故等については、当社は一切の責任を負いません。
3. 会員所有の自転車が、別途当社の定める位置に指定の方法で駐輪されていない場合、当社は当該会員に対し、当該自転車を在庫するよう要求することができるものとしします。
4. 当社の指定する日までに在庫したことを確認できない場合は、当社は以下の対応ができるものとし、会員はこれに同意するものとしします。
 - (1) 所有者確認のため、当該自転車および装着物・積載物等を調査すること。
 - (2) 管理上支障があると当社が判断した場合、駐輪場内に掲示をした上で、車両を当社が指定する保管場所へ移動すること。
 - (3) 当社の指定する日から 30 日を経過した場合で、会員が当該車両の所有者であるとき、会員はその所有権を放棄し、当社において当該車両の廃棄その他の処分をすること。
 - (4) 引き渡しに当たり発生した費用については、会員の負担とすること。
5. 駐車場はありません。会員自らの責任と費用負担にて、各施設近隣のコインパーキング等をご利用ください。

第 13 条（営業日・休業日）

1. 本施設の利用可能時間は、休業日を除き、料金プランごとに異なります。
2. ワーキングスペース、ミーティングスペース、フロンブースのご利用可能時間は、6 時～24 時までです。時間外の入退室及びご利用はできません。
3. 休業日については、当社の定める日といたします。休業日は当社より、別途当社の定める方法で事前に告知いたします。

4. 前各項の定めにかかわらず、当社は、工事、清掃その他の事由により、営業時間を変更する場合や、営業を休止する場合がございます。その場合、電子メール等で原則として事前に告知いたします。但し、緊急時等やむを得ない場合はこの限りではありません。
5. 前項のほか、天災地変等により本施設が不測の損害を被った場合、または本施設の改修・補修が必要となった場合その他必要と当社が判断した場合、当社は相当な期間、本施設の全部または一部を休館、閉鎖できるものとします。

第 14 条（所持品の管理）

本施設内における会員の所持品の管理は会員の責任において行うものとし、本施設内において生じた盗難および紛失、事故等については、当社は一切の責任を負いません。

第 15 条（施設内の飲食・喫煙・清掃）

1. 本施設内は、他の会員の方の作業を妨げない範囲で、軽食、飲料（ただし水分補給を目的とする場合で、ペットボトル、水筒等、栓ができるものに限る）の持ち込みを容認していますが、他の会員のご迷惑となるような行為をされた場合、以後、本施設内への飲食物の持ち込みをお断りする場合がございます。
2. 本施設は禁煙となります。
3. 本施設のゴミ箱に収まらないゴミ、粗大ゴミ、不燃ゴミの処分は、原則として会員各自で行ってください。処理に際しては、本建物および地域の規則に従ってください。

第 16 条（本施設内の変更等）

1. 当社は、当社の裁量により、本施設の全部または一部の利用を停止または終了することができます。
2. 当社は、当社の裁量により、本施設の内装、ワーキングスペースやミーティングスペース、フロンブースの配置等を変更することができます。

第 2 章 入会

第 17 条（会員）

1. 本規約において「会員」とは、本規約に同意の上、本規約に定める所定の手続きを行い、本サービスの会員契約を当社と締結し、本サービスを利用する個人または法人をいいます。

2. 本規約において「本サービス利用役職員等」とは、会員となった法人の役員、従業員およびアルバイト等の当該法人の業務に従事する者のうち、本サービスを利用する役員、従業員およびアルバイト等の当該法人の業務に従事する者をいいます。
3. 当社は、現在および将来の会員資格の内容および条件を決定・変更することができるものとします。

第 18 条（入会手続き）

1. 本サービスの利用を希望される場合、本規約に同意いただき、当社が定める方法で必要事項を申請し、かつ当社の提示する料金プランをご選択の上、当社に対し入会を申込みいただきます。
2. 入会申込時は、入会希望者の個人または法人の別に応じて当社が指定する以下の書類（以下「公的証明書」といいます。）をご提出いただきます。
 - (1) 個人の必要書類
次のうち、いずれか 1 点
 - イ) 住民票（※）
 - ロ) 運転免許証
 - ハ) 旅券
 - ニ) 個人番号カード（顔写真のあるもの）
 - ホ) （外国人の場合）在留カード※発行日から 3 ヶ月以内のものに限ります。
 - (2) 法人の必要書類
 - イ) 登記事項全部証明書（※）
 - ロ) 印鑑証明書（※）
 - ハ) 本施設利用役職員等に関する(1)の書類※発行日から 3 ヶ月以内のものに限ります。
3. 当社は、前項に基づく申込みに対し、入会の承諾可否を判断するための審査を行います。当該審査の結果、当社が当該入会を希望する方（以下「入会希望者」といいます。）に対して承諾の意思表示をした場合、当該意思表示の通知をもって入会審査完了となります。なお、当社は、その自由な裁量により入会申し込みを承認し、または承認しないことができ、承認しない場合はその理由は示さないものとします。
4. 前項に基づく入会希望者の審査にあたり、当社は、入会希望者に対し、当社が審査に必要と判断する資料の提出を求めることができるものとします。入会登録希望者は、当社のかかる要請に従い、当該資料を速やかに当社に提出するものとします。

5. 入会審査完了後、入会希望者は、別途当社が定める入会金および会員が選択した料金プランの利用料金、その他別途事前に当社が提示した金員を、別途当社の指定する方法でお支払いいただきます。当該料金をお支払い完了後、入会の手続き完了を以て、当社と入会希望者との間で、本サービスの会員契約が締結されます。
6. 入会の手続きの完了後、別途当社より、会員を識別するための ID を発行いたします。

第 3 章 会員の地位等

第 19 条（会員の権利義務）

1. 当社は、会員が登録した料金プランに応じて第 2 条に定める本サービスを提供し、会員は本規約、その他当社の指示に従って本サービスを利用することができます。
2. 当社は、前項に規定する権利を除き、会員に対して、何らの権利の付与、譲渡、実施許諾を認めるものではありません。
3. 会員は、会員登録時の記載内容に何らかの変更があった場合は、速やかに当社所定の様式による届出書で変更の申請を行ってください。変更されなかったことを理由に、会員に不利益が生じた場合であっても、当社は何らの責任も負いません。
4. 個人会員が、新たに法人会員となることを希望する場合、一度個人としての会員登録を退会いただいた上で、改めて法人としてご登録いただく必要がございます。

第 20 条（料金のお支払い）

1. 会員は、本サービスを利用することの対価として、別途当社が定め、会員が選択した料金プラン毎に定められた利用料金（以下「利用料金」といいます。）をお支払いいただきます。
2. 会員は、別途当社が定める期日までに、別途当社が定める方法で利用料金をお支払いいただきます。
3. フルタイム会員、デイトタイム会員、ウィークエンド会員は、会員の入会日・退会日が月の途中である場合でも、利用料金は日割計算をせず、入会日・退会日が属する月は 1 カ月分の会費が発生します。
4. 当社は、利用料金の額、支払方法または支払日を変更できるものとし、別途当社が指定する方法により会員に通知するものとします。
5. 会員が料金プランの変更を希望する場合、必ず会員ご本人様が、プランの変更を希望する月（以下「プラン変更希望月」といいます。）の前月 10 日（コワーキングスペースが休業日の場合は前営業日となります。以下において同じです。）までに所定の手続きを完了する

ことで、プラン変更希望月の初日に、会員の希望する料金プランへの変更が可能です。料金プラン変更後、変更後の料金プランに応じて本サービスをご利用いただけます。

第 21 条（会員の地位）

1. 会員は、第三者（法人の場合には、本サービス利用役職員等以外の当該法人の役員、職員その他当該法人の業務に従事する一切の者を含みます。以下、本章において同じです。）に会員としての地位を貸与、譲渡、質入れ、承継（一般承継、特定承継の別を問いません。）、その他の担保権設定等の処分をすることはできません。
2. 理由の如何を問わず、第三者が会員の地位を利用して本サービスを利用した場合には、その利用料金の支払いを含む全ての責任は、当該会員 ID を付与された会員が負う者とします。
3. 会員は、次の各号に該当する場合、該当した時点をもって当然に会員資格を失うものとし、また、当該会員資格喪失時点をもって、会員としての一切の権利を失い、本サービスを会員として利用することができなくなります。
 - (1) 会員が本規約等に基づき退会し、または当社から退会、除名処分を受けたとき。
 - (2) 会員が個人の場合には、当該会員が死亡したとき。
 - (3) 会員が法人の場合には、次の事由に該当したとき。
 - ① 事由の如何を問わず、解散したとき。
 - ② 事由の如何を問わず、3ヶ月以上、本サービスの利用がなかったとき。
 - (4) 当社が本サービスの全部を終了するとき。
 - (5) 前各号に準ずる事項が生じたとき。

第 22 条（会員の退会）

1. 会員が退会を希望する場合には、当社が定める所定の手続きにより行っていただきます。当該手続き以外による退会のお申込みは承りかねます。
2. 会員ご本人様の都合により退会を希望される場合、必ず会員ご本人様が、退会を希望する月（以下「退会希望月」といいます。）の前月 10 日（コワーキングスペースが休業日の場合は前営業日となります。以下において同じです。）までに所定の手続きを完了することにより、退会希望月の前月末日をもって退会することができます。ただし、退会希望月の前月 10 日を過ぎた場合には、退会希望月の末日をもって退会となります。この場合、退会希望月にかかる利用料金は全額お支払いいただきますが、退会希望月も会員として本サービスをご利用いただけます。
3. 当社は退会手続の際に、本サービスの会員契約の解約合意書を交付し、会員はこれに記載される退会年月を自ら確認するものとします。

4. 会員は、退会する日までに当社に対する全ての債務を履行しなければなりません。なお、退会した日以降も、未払いの利用料金や当社に対する債務が残っている場合は、当社に全額弁済されるまで退会後も支払義務を負うものとします。
5. 登記サービスを申込み済みの会員が退会手続きを希望する場合には、本店等移転登記が確認できる登記事項証明書（発行日から1ヶ月以内のもの）を提出いただく必要があります。当該証明書の提出がない場合、または本店等登記について別の住所への移転が確認できないときは、退会処理を行うことはできません。
6. 休会制度はございません。そのため退会后、会員として再度本サービスの利用を希望される場合は、本規約に従い、再度入会手続きおよび登録料、利用料金のお支払いが必要となります。

第23条（会員資格停止処分）

1. 当社は、会員が以下のうちいずれかの事由に該当すると当社が判断した場合、当社の裁量により、期限を定めることなく、当該会員の会員資格を停止することができるものとします。
 - (1) 入会金、利用料金その他当社に対する債務を一度でも遅延したとき。
 - (2) 本サービスを不正な目的で利用したとき。
 - (3) 本規約等その他関連諸規則に違反したとき、またはその疑いがあるとき。
 - (4) 破産手続き開始申立、民事再生手続き開始申立その他の倒産手続きの申立または手形不譲渡等により経済的信用を失ったとき。
 - (5) 登録時に登録申込書に記載した事項が変更となったにもかかわらず、速やかに変更の申し出をしないとき、または登録の放置や虚偽登録等により、3ヶ月以上連絡がつかないとき
 - (6) 他の会員または当社の迷惑となる行為をしたとき。
 - (7) 犯罪を犯したとき、またはその嫌疑を受けたとき。
 - (8) 会員が、暴力団等に該当すること、暴力団等に支配されていることまたは暴力団等との関係を有していることが判明したとき。
 - (9) その他会員として不適格であると当社が判断したとき。
2. 当社は前項の場合、当規定に従って会員資格停止処分にかかる通知を行うものとします。
3. 会員は、会員資格停止処分中、本サービスを使用することができないこと、および会員資格停止処分中であっても利用料金が発生することにつき、異議なく承諾するものとします。
4. 当社は、その裁量により、会員資格の停止を解除することができます。この場合、当社は、別途当社の定める方法により会員資格停止の解除を通知いたします。

第 24 条（会員の除名処分）

1. 当社は、会員が以下のうち、いずれかの事由に該当すると当社が判断した場合、当社の裁量により、会員を除名（会員登録の抹消）することができます。
 - (1) 会員資格停止処分となった後、相当期間、会員資格の停止が継続したとき。
 - (2) 会員資格停止処分事由が 2 回以上生じたとき、
 - (3) 会員資格停止処分事由に該当し、当該事由が重大であると認められるとき。
 - (4) 理由の如何を問わず当社および本施設または他の会員の名誉・信用を傷つけたとき。
 - (5) 当社または本施設の利益に反する行為を行ったとき。
2. 当社は、前項に基づき会員を除名する場合、当該会員に対して、別途当社の定める方法により、除名通知を行うものとします。当社から当該会員に対して、かかる通知を発した時点をもって、当該会員は除名となります。

第 4 章 個人情報の取り扱い

第 25 条（個人情報の取り扱い）

1. 当社は、会員（法人の場合には、本サービス利用役職員等を含みます。以下、本章において同じです。）が同意した本規約の定めに従い会員の個人情報を取り扱います。
2. 当社は、個人情報の保護に関する法律（改正された場合は、改正後のものをいい、以下「個人情報保護法」といいます）、その他各種法令を遵守するとともに、会員のプライバシー保護に十分配慮いたします。

第 26 条（個人情報の項目）

当社が取得および保有する会員の個人情報は、以下各号のとおりです。

- (1) 入会申し込み時に登録いただく以下の事項（変更のお申し出の内容を含みます）
 - ① 氏名、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス等
 - ② 勤務先、勤務先住所、事業内容、部署名、役職等
 - ③ その他、当社が指定する事項
- (2) 入会申し込み時に提出いただいた必要書類に記載の情報
- (3) アンケート等により、会員として提供された事項
- (4) 本施設への入退室履歴その他本サービスのご利用履歴
- (5) 退会・会員資格停止処分・除名処分等の情報
- (6) 本施設でのサービス提供に必要な情報

- (7) その他の記述または個人別に付与された番号・記号その他の符号
- (8) 画像または音声によりその個人を識別できるもの
- (9) ご意見、ご要望、お問い合わせ等の内容
- (10) その他個人情報保護法を遵守した上で、当社が取得するあらゆる個人情報

第 27 条（個人情報の利用目的）

会員の個人情報につきましては、以下の目的にて利用いたします。

- (1) 会員が本施設および本サービスをご利用いただくための円滑な運営
- (2) 会員に対する各種サービスのご案内
- (3) 会員の皆様からのお問い合わせ等に対する対応
- (4) 会員に対するサービス向上のための分析および提供
- (5) その他当社の事業範囲における正当な利用目的

第 28 条（個人情報の第三者への提供）

- 1. 当社は、本サービスの運営業務を第三者に委託することがあります。この場合当社は、第 26 条に定める個人情報を、業務遂行上必要な範囲で当該委託先に取り扱わせることがあり、会員は予めこれに同意するものとします。
- 2. 会員は、第 26 条に定める個人情報を、当社が法令に基づき提供する場合、これに同意するものとします。なお「法令で認められる場合」には、以下の場合を含みます。
 - (1) 法令に基づく場合。
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行に對して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

第 5 章 禁止・事前承諾事項

第 29 条（禁止事項および利用上のご注意）

1. 当社は会員に対し、本サービスを利用するにあたり、本施設内での、次の各号に掲げる行為を禁止します。
 - (1) 公序良俗に反する行為、またはそれらのおそれのある行為をすること。
 - (2) 法令・条例に違反する行為、またはそれらのおそれのある行為をすること。
 - (3) 事前に当社の承諾を得ることなく撮影すること。
 - (4) 盗聴、データの盗難等の不正な行為をすること。
 - (5) 本施設内で、当社の事前の許可なく TV、インターネット放送、パソコン、スマートフォンその他再生機器等により音を出すこと。また、電話やウェブ会議ツールでの通話や打ち合わせ等の際、他の会員の作業を妨げるほどの迷惑音を出すこと。電話やウェブ会議ツールでの通話は、原則としてフォンブースをご利用下さい。
 - (6) 席の確保その他事由の如何を問わず、本施設内で荷物のみを長時間放置すること。なお、1時間以上放置されている場合、当社が移動することがございます。
 - (7) ねずみ講・マルチ商法・宗教等への勧誘を目的とした活動をすること。
 - (8) 動物を持ち込むこと。
 - (9) 反社会的勢力（第 32 条第 1 項において定義します。）を本建物・本施設内に出入りさせること。
 - (10) 宿泊、居住（第三者を宿泊・居住させることを含みます）し、またはさせること
2. その他、本施設の利用については、別途当社が定める施設管理規定等その他当社の指示に従っていただきます。

第 30 条（通知）

1. 会員は、すべての通知その他の連絡が送付される住所・メールアドレス・勤務先住所等を当社に登録し、登録した情報の変更等がある場合は、直ちに、別途当社が定める方法で当社に届け出るものとします。登録内容の変更を行わなかったことにより会員に生じた不利益については、当社は一切の責任を負いません。
2. 会員に送られる全ての通知は、前項により登録されたメールアドレスに通知されるものとします。また、当社から会員への重要事項に関してご連絡は、郵送にて行う場合がございます。

第 31 条（緊急時の避難）

火災や地震の発生等の緊急時は、本施設のスタッフの指示に従って頂きますようお願いいたします。

第 32 条（表明保証）

1. 会員は、(i)自己及び本施設を利用する者が、次の各号の一に定める者（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当しないこと、および(ii)本施設を反社会的勢力の事務所、活動拠点として使用しないことを、当社に対して表明し、これを保証します。
 - (1) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第 2 条に定義する暴力団、指定暴力団および指定暴力団連合、集团的または常習的に違法行為等を行うことを助長するおそれのある団体、およびこれらの団体に属している者、その他本物件の存する都道府県の暴力団排除条例等に基づき暴力団排除の対象とされている団体または個人（これらの団体もしくはその構成員または個人に該当しなくなった日から 5 年を経過しない者を含む）、ならびにこれらの者と取引または関係性を有する者。
 - (2) 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に基づき処分を受けた団体、および当該団体に属している者、ならびにこれらの者と取引または関係性を有する者。
 - (3) 前各号の団体に類する団体および当該団体に属している者（総会屋、会社ゴロ等企业を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える団体および個人を含むがこれらの者に限らない）、ならびにこれらの者と取引または関係性を有する者。
 - (4) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第 2 条第 1 項に定義する風俗営業および同条第 5 項に定義する性風俗関連特殊営業、その他これらに類する業を営む者または当該営業のために本物件を利用しようとする者。
 - (5) 「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」に定める犯罪収益等隠匿および犯罪収益等收受を行いもしくは行っている疑いのある者またはこれらの者と取引のある者。
 - (6) 「貸金業法」第 24 条第 3 項に定義する取立て制限者またはこれらに類する者。
 - (7) 前各号のいずれかに該当する者を役員、従業員または親会社その他の関係会社とする法人。
2. 会員は、合理的な拒否事由がない限り、前各項に定める事項に関する当社又は当社の指定する者による調査に協力するものとし、当社からの要請がある場合、当該調査に必要な情報を当社に提供します。また、会員は、当該調査のために当社に提供した会員に関する情報（個人情報を含むがこれに限りません。）を当社が第三者に提供すること（会員の個人情報については個人情報の保護に関する法律に則り適法な方法に限ります。）を、あらかじめ異議なく承諾します。
3. 会員は、本施設の利用申し込みおよびその履行に関して、自らまたは第三者を利用して次の各号に定める事項を行わないことを、当社に対して確約します。

- (1) 脅迫的な言動または暴力を用いる行為。
- (2) 虚偽の風説を流布し、または偽計もしくは威力を用いて、当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為。

第 33 条（本規約の変更）

1. 当社は、別途当社が適当と定める方法で、1ヶ月前までに会員に対し事前に通知することで、いつでも本規約の内容を適宜変更することができます。ただし、会員の不利益となる変更については、別途法定の手続きに基づく同意を得たうえで変更するものとします。
2. 本規約の変更後も引き続き会員が本施設の利用を継続する場合、本規約の変更に同意したものとみなします。

第 34 条（損害賠償）

1. 会員は、法令、本規約等に違反したことによって、またはこれに関連して他の会員、当社または本施設スタッフに対し損害を生ぜしめた場合、これを賠償する義務を負います。当社は、当該会員に対して損害の賠償を要求でき、この場合、当該会員はかかる損害を直ちに賠償しなければなりません。
2. 会員の責めに帰すべき事由により、本施設の建物・設備・機器・機材の破損や汚損等があった場合、当社は、当該会員に対して原状回復のための費用を請求でき、この場合、当該会員はかかる費用を直ちに支払わなければなりません。

第 35 条（天災地変その他不可抗力）

1. 天災地変その他不可抗力により、本施設の全部又は一部が滅失もしくは毀損して、本サービスの利用が不可能になった場合、本契約は終了します。この場合、会員は契約終了月までの利用料金を当社に支払うものとする。
2. 前項により会員が被った損害について、当社は、会員に対し損害賠償等一切の責任を負わないものとします。

第 36 条（準拠法・裁判管轄）

1. 本規約は日本法に準拠し、解釈されるものとします。
2. 本施設に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

以上